

I 利 用 上 の 注 意

- 1 統計表の総数は、原則として各学校種の国立、公立及び私立の合計を計上している。
総数の内訳に国立がない統計表の数値は、総数から公立及び私立の数値を差し引いたものが国立の数値となる。
国立を含まない数値又は公立のみの数値については、脚注で示している。

- 2 学校数等の数値には、在籍者のいない学校を含む。
在籍者のいない学校（以下、休校等という。）の内訳は下表のとおりである。

	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	専修学校	各種学校
公 立	9	1	—	—	—	—
私 立	3 2	—	3	2	1 7	5 6
計	4 1	1	3	2	1 7	5 6

- 3 比率の算出については、小数点第2位を四捨五入した。このため、構成比率を合計しても100%にならない場合がある。

- 4 園児・児童及び生徒の年齢は、平成25年4月1日現在の満年齢による。

- 5 表中に用いた符号は、次のとおりである。

「0.0」……………表章単位未満の数値
「—」……………皆無又は該当数字なし
「…」……………不詳又は不明なもの
「△」……………負数（減少）

- 6 用語の説明は、次のとおりである。

- (1) 進 学 率 「進学者／卒業者×100」 中学校からの進学者には高等学校等進学者と専修学校（高等課程）進学者がある。高等学校からの進学者には大学等進学者と専修学校（専門課程）進学者がある。進学者には就職しながら進学している者を含む。
- (2) 就 職 率 「就職者／卒業者×100」 就職者には進学しながら就職している者及び専修学校、各種学校等へ入学しながら就職している者を含む。
- (3) 単 式 学 級 同学年の児童・生徒で編制されている学級をいう。
- (4) 複 式 学 級 2以上の学年の児童・生徒で編制されている学級をいう。
- (5) 特別支援学級 学校教育法第81条第2項各号に該当する児童生徒で編成されている学級をいう。学級の種類は、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴等の障害のあるものに対し、学習上及び生活上の困難を克服するための教育を行う学級をいう。
- (6) 長期欠席者 平成25年3月31日現在の在学者のうち、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間に連続又は断続して30日以上欠席した児童・生徒をいう。
- (7) 帰国児童・生徒 海外勤務者等の子どもで、引続き1年を超える期間、海外に滞在し、帰国した児童・生徒をいう。なお、平成19年度までは「帰国子女」として掲載していた。
今年度は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に帰国した児童・生徒が対象である。

- (8) 本務者・兼務者 本務・兼務の区別は原則として辞令面による。辞令面ではっきりしない場合は、俸給を支給されている学校を本務とし、それ以外を兼務とする。(2校以上から俸給を支給されている場合は、支給額の多い方、俸給が同額又は一括支給されている場合は、授業数の多い方を本務とする。)
- (9) 中高一貫教育 従来の中学校、高等学校に加えて、生徒及び保護者が6年間の一貫教育が選択できるよう平成11年度から導入された制度で、正規の手続きを行った学校のみが対象となる。中高一貫教育校には、次の形態がある。
- ① 中等教育学校 …………… 中学校と高等学校を一つの学校として実施する形態
 - ② 併設型の中学校・高等学校 …… 高等学校入学者選抜を行わず、同一の設置者による中学校と高等学校を接続する形態
 - ③ 連携型の中学校・高等学校 …… 簡便な高等学校入学者選抜を行い、同一または異なる設置者による中学校と高等学校を接続する形態
- (10) 特別支援学校 従来の盲学校、聾学校、養護学校を一本化し、複数の障害種別に対応した教育を実施するとともに、小中学校等に在籍する障害のある児童生徒等の教育について助言又は援助を行う学校をいう。
- (11) 専修学校・各種学校 共に学校教育法に基づく教育施設で「職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」を目的とするものである。
主な相違点は下表のとおりである(専修学校制度は昭和51年に発足)。

区 分	専 修 学 校	各 種 学 校
修業年限 修業時間	1年以上とする。	1年以上とする。ただし、簡易に修得できる技術芸芸等の課程については3か月以上1年未満とする。
授業時数	1年間の授業時数が学科ごとに800時間以上とする。ただし、夜間学科等は450時間以上とする。	1年以上の課程は、1年間に680時間以上とする。ただし、1年未満の課程は修業年限に応じて授業時数を減じて定める。
そ の 他	教育を受ける者が常時40人以上とする。	

注) 専修学校設置基準、各種学校規程等より抜粋した。

- (12) 専修学校の課程
- ① 高等課程 中学校を卒業した者を前提とし、それと同等以上の学力があると認められた者を入学資格とする課程をいう。
 - ② 専門課程 高等学校を卒業した者を前提とし、それに準ずる学力があると認められた者を入学資格とする課程をいう。
 - ③ 一般課程 特に入学資格を定めない課程をいう。